

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和5年11月24日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市個人情報保護審査会

会長 久保博道



令和5年5月9日付けで諮問された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	①平成20年11月20日から令和4年11月30日までのケース記録全部 ②面接記録 ③平成21年11月9日、大和市立病院入院の際、大和市立病院に対して生活保護法関係文書に該当しない個人情報依頼書及び市立病院の回答書。
審査の結果	実施機関が、審査請求人からの保有個人情報開示請求に係るケース記録票等の一部について不開示とした決定は妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和4年12月13日、審査請求人は、本人の生活保護に係る①平成20年11月20日から令和4年11月30日までのケース記録全部（以下「本件ケース記録」という。）、②面接記録（①、②を総称して以下「本件個人情報」という。）、③平成21年11月9日、大和市立病院入院の際の、大和市立病院に対する生活保護法関係文書に該当しない個人情報依頼書及び市立病院からの回答書（以下「本件依頼書等」という。）を対象として、保有個人情報開示請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 令和4年12月27日、原請求につき、実施機関による一部開示決定【大和市指令第2893号】（以下「原処分」という。）がなされた。
- 3 原処分において不開示とされた情報（以下総称して「本件不開示部分」という。）及び不開示とした根拠は次のとおりである。
 - (1) 本件個人情報の一部
大和市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条第1号
 - (2) 本件ケース記録のうち、個人の氏名
条例第19条第2号
 - (3) 本件依頼書等
条例第23条第2号
- 4 令和5年3月8日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

原処分取消しの上、本件不開示部分について、審査請求人以外の個人に関する情報を除き開示することを求める。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件不開示部分について

本件不開示部分（審査請求人以外の個人に関する情報を除く。以下同じ。）について本人である審査請求人に開示することで、なぜ今後、反復継続して本人に対して行われる相談が適切に行われなくなるとして条例第19条第1号に該当するのか、理解できない。

(2) 本件依頼書等の存否について

実施機関が不存在とする本件依頼書等は、審査請求人が市立病院入院時に不審者のような扱いを受けたことがあったため、カルテ開示請求をした結果、市立病院の看護師記録上、実施機関から市立病院の医師に送られていることが判明した文書である。本件依頼書等が生活保護関係文書でないことはケースワーカーのまやまさん及び厚生労働省に確認しており、生活保護の正当な文書とは別の調査目的の依頼書であろうと推測する。

2 実施機関の主張の要旨

(1) 本件不開示部分について

本件不開示部分の内容は、生活保護受給者の認識や主張と相違する場合があります、これを開示した場合は、生活保護受給者に無用の不信感や感情的な反発を生じさせる可能性があり、事務の性質上、生活保護受給者に対する支援のみならず、将来の生活保護事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、本件不開示部分は、条例第19条第1号に該当し、これらが開示されたとすれば、不要な誤解が生じ、誤った解釈がなされる可能性があり、その結果、生活保護受給者である審査請求人に対する支援に著しく支障が生じるおそれがあるため、不開示としたものである。

(2) 本件依頼書等の存否について

実施機関は、生活保護の被保護者が医療機関に入院等するに際し、医療要否意見書や医療券を当該医療機関に直接送付する場合があるが、これらの書面は、生活保護事務に係る書面であり、審査請求人が主張する「生活保護法関係文書に該当しない」書面ではない。また、これら医療要否意見書等以外で医療機関に送付する書面はなく、審査請求人が主張する「生活保護法関係文書に該当しない」書面とは、実施機関における生活保護関連の事務事業に係わらない書面を意味すると解するが、そもそもそのような書面を実施機関が作成の上、医療機関に送付することを想定できない。

第4 当審査会の判断

1 本件審査請求の手續に関する適用法令

原請求は、令和5年3月31日以前になされているところ、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例附則第4項に定める経過措置規定により、本件審査請求に関する手續にはなお条例（前同日廃止）が適用されるので、本件審査請求は、条例に基づきこれを審査し、判断することとする。

2 本件にかかる実施機関の事務

本市における生活保護法に基づく生活保護の事務は実施機関が行っており、その事務の流れは、次のとおりである。すなわち、生活保護制度の利用を希望する生活困窮者は、その住所又は居所を所管する福祉事務所（本件の実施機関に当たる。）に生活保護受給の相談をし、生活保護制度の説明を福祉事務所から受けた上で、生活保護制度の利用申請をし、福祉事務所による所定の調査を経て申請に対する保護の決定（開始又は却下）がなされ、保護が開始される場合には生活保護費が支給される。すでに保護が開始されている被保護者が保護の変更の申請をする場合も同様である。

本件個人情報のうち面接記録票は、生活保護受給に関する相談がなされた場合に当該相談の記録として作成されるものであり、ケース記録票は、保護の開始又は変更の申請がなされた場合に保護開始又は変更決定の根拠や決定後の受給状況の記録として作成される。また、併せて実施機関は被保護者に対し、生活の維持・向上等のための

指導や指示及び就労、健康管理等にわたる自立を助長するための相談や助言を行うが、その記録としても作成される。

3 本件不開示部分について

(1) 本件個人情報、審査請求人に対する生活保護事務を行うにあたって、同人からの相談内容、同人にかかわる保護手続の内容、世帯の実態訪問調査活動の内容や面談の内容、支援の状況、関係機関との連絡調整の状況が記録されており、さらに、これらの実情をもとにした実施機関の担当者（ケース記録等の作成者）による生活保護受給（予定）者本人の状況の評価、自立等に向けての所見や処置・指導の方針等も記載されていることが認められる。とくにその中には、面談や電話による審査請求人からの具体的な申告、訴え等の内容、それに対する担当者の対応や意見も要約されて記述されている。

また、本件個人情報は、生活保護事務を進めるにあたって作成されるものであって、その内容も実施機関の内部で閲覧、参照され、本人にかかわる必要な情報を相互に伝達し合うことを目的として若しくは予定して、個々の保護事務を適切に運用するために必要となる範囲に要約されて記録化されているといえることができる。

本件個人情報はこのような目的に沿って作成されるものであるからそのような記録の性質上、本人が（本人に対して実施された保護手続の項目等の一部の記載は除いて）事実やその意味に関して一見した場合にその記述とは異なった認識や意向を持つことがしばしば生じることが出来る。

(2) 審査請求の対象は、本件不開示部分から審査請求人以外の個人に関する情報は除かれている。

そこで、それを前提として検討するに、本件不開示部分は、本人との対応において、実施機関が把握した本人の言動、行動の要約又はその担当者が認識した内心の傾向が記録されている。本件個人情報は（1）で指摘した性格をもつものであり、とりわけ本件不開示部分の記述は、その内容に対して本人の認識や意向に食い違いが生じることがあることは十分予想される。

こうした予想がされる本件不開示部分を本人に開示すれば、本人に無用の疑いや不審を抱かせ、実施機関と本人との間の円滑な保護事務の実施が困難となる危険があり、その結果、公正かつ適正な行政運営の確保が困難となる。

(3) また、本件開示部分には医療機関から聞き取って得た情報が含まれており、同部分については、一般に、第三者である医療機関としては、本人が認識していない情報については開示されないことを前提として情報の提供に応じるのが通例であり、本件情報の場合もその内容に照らして開示されないことを条件として提供されているものと推認される。

そうであるとすると、このように医療機関から提供された本人に係る情報を実施機関が本人に開示すると、当該医療機関と実施機関との信頼関係が損われ、生活保

護事務における当該医療機関との円滑な連携が阻害されることとなる。

- (4) 以上のとおりであるから、本件不開示分は、実施機関の生活保護事務の相談等に関する情報であり、これを開示することにより、その事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあるので、条例第19条第1号に該当し、加えて同条第5号柱書に規定する不開示情報にも該当する。

4 本件依頼書等の存否について

- (1) 審査請求人の口頭意見陳述の結果等によれば、本件依頼書等の文書は、生活保護事務における法令を根拠にしたもの以外で、審査請求人に対する同事務に関係して事実上実施機関が作成し他に交付、提示等したものの控え又は他から受領した文書を指し、その文書の開示を求めるというものであった。

これにつき、実施機関は、当審査会における事情聴取において、次のとおり説明している。

審査請求人の入院等の医療に関し、法令に基づいて作成された文書は、医療要否意見書及び医療券であった。審査請求人が当審査会に提出している看護記録の写しにある「依頼書」との記載は、医療要否意見書を示している可能性があるが、はっきりとはしないし、同記載がどのような文書を指しているのか推測することもできない。いずれにしろ、医療要否意見書及び医療券以外に、実施機関が作成、発行し又は保管する文書は存在しない。

- (2) 審査請求人は、口頭意見陳述において本件依頼書若しくはそれに類する文書の存在あるいはその存在の可能性を縷々陳述するが、上記看護記録の記載は文書の特定が十分とはいえないものであり、また同記録の記載以外に依頼書等の存在をうかがわせる事実も見当たらない

また、実施機関の本件依頼書等を保有しないとの説明に不自然な点はなく、そうすると同文書は存在しないものと認めるのが相当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求はいずれも理由がなく、実施機関がした原処分は妥当であるから、審査の結果のとおり答申する。

第5 審査の経過

令和5年 5月 9日 諮問

令和5年 5月15日 第1回審議

令和5年 6月30日 第2回審議（実施機関からの事情聴取）

令和5年 9月29日 第3回審議（審査請求人の口頭意見陳述）

令和5年11月24日 第4回審議（結審）

